

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育推進部 図書館

番号 7

許認可等の内容		特別の理由がある館外貸出
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市立図書館運営規則第11条第3項
審査基準	関係条項	図書館法（昭和25年法律第118号）第3条、茅ヶ崎市立図書館運営規則第11条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 特別の理由がある館外貸出（以下「特別貸出」という。）することができる図書館資料は、市が所有し、又は寄託を受けた図書館資料とし、図書館法第3条第6号に規定する目的で使用する場合及び図書館法第3条第8号で規定された施設等が使用する場合、又は図書館内では調査研究が十分に行えない特別の事由がある場合とする。ただし、教育委員会が特別貸出することが適当で無いと認めたときは、この限りではない。</p> <p>2 上記ただし書き中、教育委員会が特別貸出することが適当でないと認めたときを例示すると次のとおりです。</p> <p>① 営利を目的とするとき。                  ② 他の図書館利用者に多大な影響を及ぼすおそれのあるとき。                  ③ 著作権法に抵触するおそれのあるとき。                  ④ 図書館の管理、運営に重大な支障を及ぼすおそれのあるとき。                  ⑤ 図書館資料が損傷、滅失するおそれのあるとき。                  ⑥ その他法令等に違反するおそれのあるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成17年10月1日設定
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数14日以内（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成17年10月1日設定